



規定する別紙様式第五号を含む。）の規定、新開示告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第五条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項（読み替え後の同項に規定する別紙様式第五号を含む。）並びに第三条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第三条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

6 新開示告示第六条第一項第十一号及び第十四号並びに第二項の規定並びに新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

7 新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。